

担当雑感

理事者室に入って「色々知らないことはあるもんだなあ」と思って驚いたことの一つとして、随分と裁判所や検察庁と協議や意見交換しているということです。私の担当でも、東京家庭裁判所と三会の意見交換会、三会と東京地裁20部との協議会、IT幹事会（東京地裁と三会）、民訴訟、家事調停に関する懇談会、家事調停のIT化に関する協議会があります。理事者全員が関わるものとして、司法協議会、日本法律家協会などがあります。筆頭副会長は、筆頭・代行会というものがあり、裁判所と「秘密の話」をしているようです。このような協議会等では、官僚的答弁を交し合っているときも多いですが、かなりフランクに裁判官等と意見をぶつけ合い、いつも思っているけど直接には裁判官に訊くことはできない本音を聞き、逆に、裁判所の方も、「実のところは代理人としてはどう考えているの？」的なことを聞いてくるという感じです。非常に興味深いところですし、この「司法」業界というものもこういう本音なやり取りがないとうまくいかないのであるなあ、と感じるところです。

また、担当の各種委員会等との関係も、委員会や協議会にお願いしないと話が進まないということがたくさんあります。たとえば、日弁連から降ってくる意見照会の回答書を書くとか、当会独自の意見書をパブコメに出すということとなると（最近ですと、共同親権等の意見書・意見照会、民事手続IT化、FATF規則の改正に関する意見照会、担保法改正に関する意見書）、ひっきりなしに担当委員会の正副委員長の皆さんと連絡します。委員の皆



副会長 吉田 修 (50期)

主な担当業務：財務、会館、国際、中小企業センター、弁護士倫理、法制、税務、民訴訟、夏期合研、男女共同参画、厚生、弁護士任官等

さんに理事者会や常議員会に説明員お願いしますとか、また、それもメ切があるので〇〇日までをお願いしますなど、相当無茶なお願いを重ねているところです。

会派との関係も同じで、上記の無理な期限を設定した上での意見照会を実施して、会派懇やら会務委員会で無理なお願いをして回っております。

その他、三会での協議会で色々これもお願いし、日弁連と協議し、はたまた、他の東京税理士会や日本公認会計士協会などとの交流・折衝もあります。さらには、LAWASIAとかUIAやIBAなどの国際団体との関係もあり、私が監事をやっていたコロナ前は、各副会長は分担して、ワルシャワやパリ、ソウル、香港に行ったりというのがありました。先日私は、LAWASIAのウェブシンポで、当会の代表として「英語」のスピーチを致しました（当然、国際委員会の優秀な副委員長に原稿を書いてもらいました）。

会長に至っては、日弁連の筆頭副会長なので、党との朝食会などで、お忙しそうです。

このように、当会の理事者室というのは、東京さらには日本の司法の一つの「ハブ」なんだな、と毎日実感しております。これらの理事者の活動は、実務に精通した職員が効率よく捌いてくれているからこそ回っているのです、まったくのところ、財政的なことは考えなければいけないのですが、もう少し人が増やせたらなああと、有能な職員の皆さんと理事者室で協議しているたびに実感するところ